

## 低価格入札に係る条件明示について

平塚市が発注する調査基準価格を設定した工事案件（設計金額1億7千万円以上の工事 又は 総合評価案件）で低価格入札があった場合、別紙に示す条件を踏まえて低入札価格調査を行い契約することとなります。

該当案件に入札する際は、内容を十分にご確認いただくようお願いします。

---

平塚市役所 契約検査課

契約担当

電話：0463-21-8780

Mail：k-koji@city.hiratsuka.kanagawa.jp

## 低価格入札に係る条件明示書

調査基準価格を下回った価格をもって入札した場合においては、当該入札者が次の条件を受諾した場合に平塚市公共工事低入札価格調査（以下、「低入札価格調査」という。）の対象者となります。

ただし、当該入札者が、次の条件を受諾した場合でも、低入札価格調査を辞退した場合は当該工事の受注者になりません。

### 1 配置予定技術者及び現場代理人について

ア 請負代金の額に関わらず、主任（監理）技術者は、当該工事の専任を求めます。

この場合、主任技術者は国家資格を有するものとします。

イ 当該工事において、現場代理人については配置技術者との兼任は認めません。

### 2 中間技術検査の適用について

当該工事においては、平塚市請負工事等中間技術検査実施要領に基づき、中間技術検査を実施します。

### 3 監督体制について

当該工事においては、重点的な監督業務や厳格な検査を実施するなど、監督体制等を強化します。

平塚市総務部契約検査課